

## 「同志社大学商学部協定大学派遣留学生制度」に関する誓約書

同志社大学 大学長 様  
商学部長 様

私は、2024-25年度同志社大学商学部協定大学派遣留学生制度により留学（以下、派遣留学という）するにあたり、次の事項を誓約します。なお、誓約事項に反した場合は、派遣留学生の資格を取り消されたり、同志社大学のサポートを受けられないことになったとしても異議を申し立てません。

1. 派遣留学候補者決定後は同志社大学（以下、本学という）が正当と認める理由以外による辞退はできないので、十分理解のうえ出願すること。
2. 派遣留学の趣旨を十分理解し、派遣先大学にて学業に精励すること。
3. 派遣留学に必要な諸手続き（派遣先大学に提出する各種書類の作成、パスポートの取得、費用の支払い等）は事前に十分確認し、自らの責任において遅滞なく行うこと。
4. 派遣留学期間中は派遣先大学の学年暦に従い、本学が認めた派遣留学期間を遵守すること。特別な事由により留学を継続することに支障が生じた場合は、速やかに本学商学部事務室に相談すること。
5. 派遣先大学の休暇期間中に旅行等の理由により派遣先大学を1週間以上離れる場合は、本学商学部事務室および派遣先大学の該当部署に届け出ること。
6. 派遣留学期間中の居住先については、決定後速やかに本学商学部事務室に連絡すること。居住先の変更が生じた場合についても逐次本学商学部事務室へ連絡すること。
7. 派遣先大学が所在する国（地域）の治安・状況によっては、本学が派遣中止または帰国勧告を決定することがあるので、これらの事態等が生じる可能性を理解し、本学の指示に速やかに従うこと。また、これらの事態により発生する損害・負担について本学に一切請求をおこなわないこと。
8. 派遣留学期間中は、本学の学生として本人の自覚と責任において行動すること。また、派遣留学期間中、災害、暴動、テロ、事故、疾病、犯罪などによる損害について、本学に一切責任を問わないこと。
9. 派遣留学期間中は、滞在国の法令、本学の学則等諸規則を遵守するとともに、派遣先大学の定める規則、指導教員、担当者等の指示に従い、滞在国の公序良俗にも反することのないよう注意すること。
10. 派遣留学期間中は、車の運転を行わないこと。
11. 派遣留学に際して、出発から帰国までの期間を含む本学指定の留学生危機管理サービス、本学が定める条件を満たす海外旅行保険および派遣先大学指定の健康保険等に加入すること。
12. 派遣留学期間中は、本学商学部事務室への現地到着報告、近況報告等を行い、帰国後は速やかに指定された報告書・アンケート等を提出すること。
13. 派遣留学に必要な諸手続きや緊急時の対応のために、本学へ届け出た学生本人および保証人の個人情報を本学が利用することに同意すること。
14. 派遣留学に必要な諸手続き、学生の安全確保、派遣留学中の学修状況確認等のために、派遣先大学が取得した学業成績や派遣留学中の生活情報等の個人情報を本学に提供することに同意すること。また、これらの情報を必要に応じて本学商学部、派遣先大学が共有することに同意すること。
15. 同志社大学外国協定大学派遣留学要項記載の留学期間外の行動に関しては、事前語学研修等も含め、自己責任で行動すること。

年 月 日

上記誓約事項を遵守することを誓約します。

学籍番号

学生署名

印

学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。

保証人署名

印

(学生との関係:

)

以上